

# 日本における性暴力・ジェンダーに基づく暴力への取組と現状の課題

瀬山紀子（明治大学ほか非常勤講師）

nseyama@gmail.com

## 自己紹介

（現在）

明治大学（ジェンダーと教育）、淑徳大学（ジェンダー福祉論）ほか非常勤講師

立命館大学 生存学研究所 客員研究員

東京大学 経済学研究科「多様性の経済学REDDY」プロジェクトメンバー

DPI女性障害者ネットワークメンバー <https://dwnj.chobi.net/>

女性防災ネットワーク東京呼びかけ人 <https://gdn-tokyo.localinfo.jp/>

（これまで）

2001年から複数の公立女性関連施設で事業コーディネーター等として働く

昨年度までの11年間は埼玉県男女共同参画推進センターで勤務

共著『官製ワーキングプアの女性たち』岩波ブックレット、2020

『往き還り繋ぐ 障害者運動於&発福島の50年』生活書院、2019ほか

関連してTBSラジオ  
荻上チキ・Sessionで話  
をしてきました。

# 話の流れ

- 1) 80年代、90年代のいくつかの事件と市民社会の動きからー
- 2) 北京女性会議（1995年）とその後の国内での動き
- 3) 現在も残る課題／続く被害実態
- 4) 刑法改正などの新しい動き

## 地下鉄御堂筋線事件（1988）

- 電車内で他の女性への痴漢行為を目撃し、注意した女性が車内から連れ出され、レイプされた事件（懲役3年6ヶ月）
- 事件を知った女性たちが鉄道各社に申入れ
- 対応は、巡視や見回りの強化と、女性に気をつけるよう自衛手段をとるように協力を求める、という内容
- 後日対策ポスターは作られたが、「もし、めいわく行為の被害にあったら、ためらわずに大きな声を出してください」という被害者へのメッセージに終始。痴漢は「めいわく行為」と表記。
- 一連の活動から、「性暴力を許さない女の会」が立ち上がり、その後も活動を継続
- 1993年には、女性労働組合と連携し、「STOP痴漢アンケート」を実施。「痴漢アカン」ポスターが作られ、2000年に女性専用車両が導入される。

# 福岡セクハラ訴訟（1989）

- 初めてのセクハラ訴訟となる福岡セクハラ訴訟の提起（1992年全面勝訴）  
上司から性的な中傷を受けたことを会社に訴えるも、対応してもらえず、逆に退職に追い込まれることになった女性が、会社と上司を訴えた裁判。  
関連記事「被害者の痛みを知っているか。 日本初のセクハラ訴訟、渦中にいた弁護士がいま問いかけること」（伊吹早織 BuzzFeed News 2018/5）
  - 1997年 男女雇用機会均等法改正：セクハラ防止についての使用主配慮義務規定が追記
  - 2006年 配慮義務→措置義務へと強化
  - 2013年 均等法指針に同性に対するセクハラも措置対象へ
  - 2017年 性的マイノリティも対象へ
- しかし、現在も、男女雇用機会均等法には、セクハラ禁止規定はなく、被害者救済や加害者への罰則は記されていない。

## セクシュアル・ハラスメントの実態を明らかにする運動

- 1986年 働くことと性差別を考える三多摩の会発足
- アメリカで出版されていた「セクシュアル・ハラスメント」の翻訳出版
- 働く場におけるセクシュアル・ハラスメントの実態を調査する全国規模の1万人アンケートの実施
- 1989年「セクハラ」が流行語大賞の一つに
- 『女6500人の証言 働く女の胸のうち』（学陽書房、1991）出版

# 北京女性会議のうねり

- 1995年 国連第4回世界女性会議
- 行動綱領：「女性に対する暴力」の課題化  
※日本からも5000人以上の人たちが参加し、NGOフォーラムでは、日本のNGOによるワークショップも多数開かれた
- 北京会議を受け「総理府男女共同参画審議会 男女共同参画ビジョン（1996年7月）」が策定される。  
男女共同参画ーそれは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。
- 1999年 男女共同参画社会基本法制定
- 2001年 DV防止法制定  
このほかにもジェンダー平等、ハラスメント防止、虐待防止に関する法制度が制定されてきた

しかし、日本社会では、現在も、課題が山積

- 直近の事例：東京五輪パラリンピック大会組織委員会・森元会長発言（女性理事を4割と、文科省がうるさく言う／（男性）理事をかなり削って女性の枠を増やすのに苦労した）
- 2018年財務省事務次官セクハラ事件→辞任
- 2018年東京医大ほか入試差別発覚→裁判→勝訴
- 性暴力被害に関する無罪判決の続発  
→2019年4月からフラワーデモ

日本では、政治分野、経済分野、メディア、地域組織でも、意思決定のポジションは圧倒的に中高年男性によって占められている現状が続いている

# 国連女性差別撤廃委員会からの勧告（法制度部分の抜粋）

- ・ 民法（夫婦別姓の導入。再婚禁止期間の撤廃、離婚の際の財産分与、養育費の確保、出生届を含む、婚外子への差別）
- ・ 刑法（性暴力犯罪の見直し、墮胎罪の撤廃＝安全は中絶へのアクセス）  
※日本では、現在も「墮胎罪」があり、安全な避妊や中絶に大きな課題がある
- ・ 労働法（同一価値労働同一賃金、セクハラの禁止、ILO条約の批准）
- ・ 税制（家族労働に関する所得税法の改正）
- ・ 年金法政（高齢女性のための最低所得補償）
- ・ 災害弔慰金の支給含め、社会的給付が世帯主義

1985年 女性差別撤廃条約批准

（選択議定書未批准）

国籍法の改定（父系血統主義） 1984年

男女雇用機会均等法の成立 1985

家庭科の男女共修 中学1993 高校1994

## 日本の現状 再確認

- ・特に政治・経済分野は大きな男女格差が継続
- ・女性が経済的に自立すること／継続就業をしていくこと／経済的に保障された状況でケア労働に関わることができるとは言えない状況
- ・性別役割分業型社会の構造が継続
- ・女性は働いても補助的労働という位置づけ（働く女性の半数以上が非正規雇用）
- ・女性の社会的立場が弱い
- ・ただし、一方で、それが“一般に”あまり意識されていない状況もある（教育／メディア／政治／行政の問題ともパラレル）

# 現にあるハラスメント

独立行政法人労働政策研究・研修機構「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査」（2016）

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20160301.pdf>

※初の実態調査

セクハラの態様（一部抜粋）	（複数回答）
容姿や年齢、身体的特徴について話題にされた	53.9%
不必要に身体に触られた	40.0%
性的な話や、質問をされた（例：性生活についてたずねられた、卑猥な冗談を聞かされた）	38.2%
執拗に2人きりでの食事等に誘われたり、交際を求められたりした	27.5%
セクシュアルハラスメントに対し、拒否や抗議の姿勢を示した結果、降格など業務上の不利益を受けた	11.4%

# 被害者ががまんしている状況

がまんした、特に何もしなかったが、半数以上

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20160301.pdf>

セクシュアルハラスメントを受けた本人の対応（一部抜粋）	（複数回答）
会社の同僚に相談した	14.4%
上司に相談した	10.4%
加害者に抗議した	10.2%
会社の相談窓口、担当者に相談した	3.1%
労働局（雇用均等室、労働基準監督署、ハローワーク）に相談した	0.9%
労働組合に相談した	0.9%
がまんした、特に何もしなかった	63.4%

# 性暴力の実態調査から

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（2018年3月発行）：国が行っている三年に一度の調査

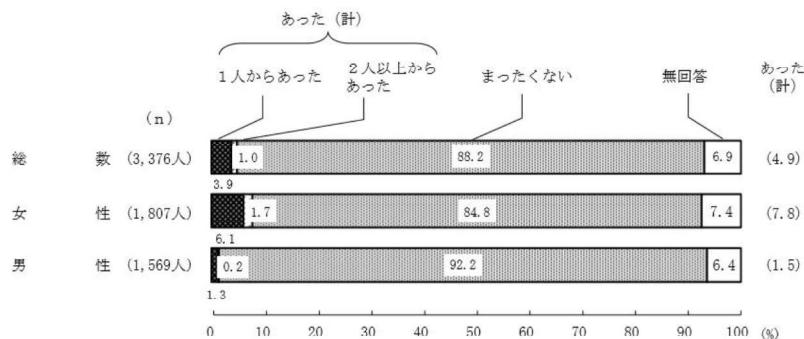
調査時期：2017年12月 有効回収数（率）3,376人（67.5%）（内訳）女性1,807人 男性1,569人

## 無理やりに性交等された被害経験

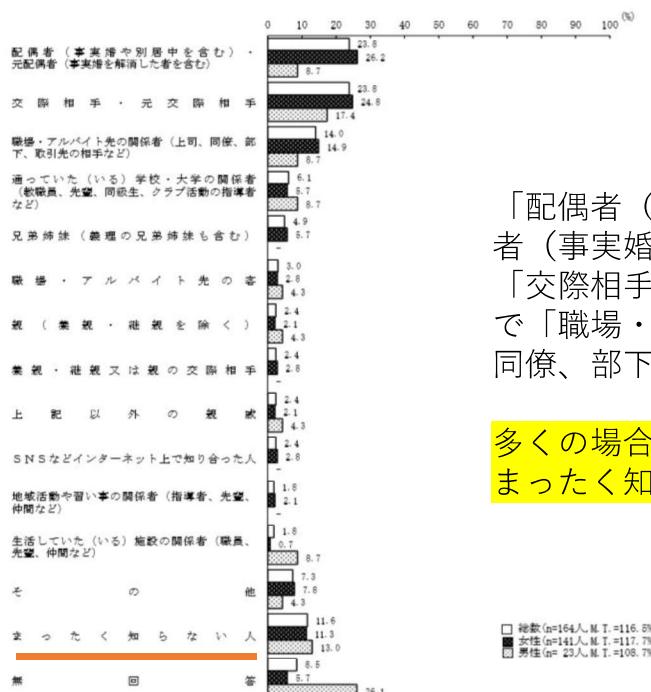
女性の約13人に1人は無理やりに性交等された経験がある

子供の頃も含めて、これまでの経験についてお聞きします。

問31あなたはこれまでに、相手の性別を問わず、無理やり（暴力や脅迫を用いたものに限りません）に性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）されたことがありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。（○は1つ）



## 加害者の多くは顔見知り



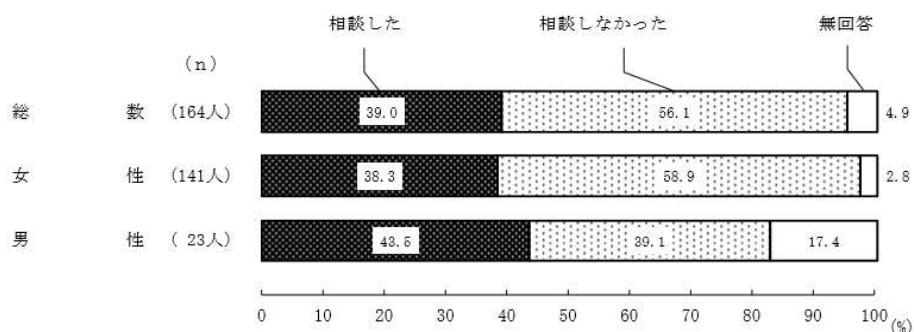
「配偶者（事実婚や別居中を含む・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）」、「交際相手・元交際相手」が多く、次いで「職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）」が続く。

多くの場合は何らかの顔見知り  
まったく知らない人は、11%

# 相談につながっていない

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（2018年3月発行）より

被害を受けた女性の約6割、男性の約4割はどこにも相談していない



無理やりに性交等された被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人（92人）に、相談しなかった理由を聞いたところ、「恥ずかしくてだれにも言えなかつたから」が52.2%と最も多く、次いで「自分がまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（28.3%）、「そのことについて思い出したくなかったから」（22.8%）などの回答が多い。

## 国内でも大きな波？

- 伊藤詩織さんの発言・裁判
- 国際的な流れを受けた # MeTooムーブメント
- フラワーデモ  
全国の都道府県で開催
- ユース世代からの発信  
なんでないのプロジェクト  
Voice Up Japan  
#男女共同参画ってなんですか

# 110年ぶりの刑法大幅改定

2017年6月、性犯罪に関する改正刑法が可決・成立。附則に三年後の見直しがうたわれた

- “強姦”罪→「強制性交等罪」に（被害対象者が性別を問わないことになった）
- 強制性交等罪の下限が懲役5年に（“強姦罪”は3年だった。いっぽう強制わいせつ罪は現在も6か月）
- 非親告罪化（被害者の告訴がなくても起訴できるようになった）
- 親などの監護者による子どもへの性的虐待を処罰することとなった

## 刑法のさらなる改定が求められている

- 暴行・脅迫要件：加害者にはっきりとした“暴行又は脅迫”があったと証明できないと罪に聞えない（新設された「監護者わいせつ及び監護者性交等罪」で、18歳未満の人に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることとなった）
- 「強制性交等罪」は、従来どおり性交（=性器の挿入）に重きを置き、異物の挿入や、手指の挿入など性器以外の挿入行為は、強制性交等罪の対象には入らず、強制わいせつ罪の扱い（同性間の性暴力の問題が想定されてこなかった）
- 性交同意年齢の引き上げ（現在は13歳）
- 時効（強制わいせつ7年、強制性交等罪10年）
- 障害のある被害者などへの支援策の不在
- 移住女性、民族的マイノリティ被害者への支援策の不在

## 課題山積 前に進めていくことが必要

- ・現状の社会（性別役割分業型社会・男性中心型労働慣行）の変革と一人ひとりの人の“自立”的保障が不可欠
- ・性暴力被害を受けた人の中長期的支援を行うための法的な枠組みが不在
- ・「女性支援」に関しては新法策定の議論開始
- ・ただし、現在は、性暴力被害者支援をはじめとする支援現場で働く人たち（多くが女性）が、不安定で、低賃金な状況に置かれている現状がある（公務非正規労働の課題ともリンク）
- ・日本においてジェンダーに基づく暴力の問題、人権の保障という問題は根深い課題

## おすすめ 参考文献リスト

- 『女性差別撤廃条約とジェンダー平等』林陽子著、日本婦人団体連合会、2019
- 『ジェンダー平等の国際的潮流：国際女性年（1975）以降の動きを通して』信田理奈著、三恵社、2015
- 『フラワーデモを記録する』フラワーデモ編、エトセトラブックス、2020
- 『ブラックボックス』伊藤詩織著、文藝春秋、2017
- 『性犯罪被害とたたかうということ』小林美佳著、朝日新聞出版（朝日文庫）、2016
- 『13歳、「私」をなくした私：性暴力と生きることのリアル』山本潤著、朝日新聞出版、2017
- 『「ほとんどない」ことにされている側から見た社会の話を。』小川たまか著、タバブックス、2018
- 雑誌『現代思想』2018年7月号 特集 性暴力=セクハラーフェミニズムとMeToo—、2018
- 雑誌『エトセトラ』（特集/私の私による私のための身体 長田杏奈責任編集）、エトセトラブックス、2020